

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 6 月 12 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	京都大学宇治キャンパスにおける CO2 排出削減事業計画
排出削減事業者名	国立大学法人 京都大学
排出削減共同実施事業者名	関西電力株式会社
事業実施場所	国立大学法人京都大学宇治キャンパス (京都府宇治市五ヶ庄)
事業の概要	<p>京都大学宇治キャンパスにおける照明設備の更新及び高効率変圧器への更新という複数の方法によって宇治キャンパスの省エネを図るものである。</p> <p>① 京都大学宇治キャンパス内の研究所本館に設置された照明安定器をインバーター安定器とソケットの交換により高効率安定器に更新する。これにより電力使用量を削減し、CO2 排出量を削減する。</p> <p>② 京都大学宇治キャンパス内の既存変圧器 16 台を高効率型変圧器に更新する。これにより、変圧器の電力使用量を削減し、電力使用に伴う CO2 の排出量を削減する。</p>
排出削減量の計画	68 tCO2/年 (事業実施期間合計 272 tCO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2009 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新 方法論番号 010 変圧器の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	本排出削減事業が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：京都府宇治市五ヶ庄 国立大学法人京都大学宇治キャンパス構内
追加性を有すること	1) 京都大学は省エネルギー法の第一種指定事業者であり、毎年 1%エネルギー原単位削減のため、省エネルギー推進方針を平成 19 年 4 月に策定し、環境賦課金制度も導入している。京都大学の達成目標には、エネルギー消費量・CO2 排出量とも、原単位においてハードウェア改修で毎年 1%、研究室での環境配慮行動で毎年 1%、合計毎年 2%削減するとの目標が設定されている。本排出削減事業は、前述の達成目標のための取組ではなく、法的義務等の遵守のために計画されたものでもなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者、その他関連事業者への質問等により確認している。 2) 本排出削減事業は 2 つの個別削減事業からなっている。個別削減事業のそれぞれの投資回収年数、及び本排出削減事業全体の投資回収年数が 3 年以上であることは、事業者への質問、エネルギーコスト試算値に関して入手した根拠資料、及び検算により確認している。 3) 国立大学法人の場合、環境方針や省エネ方針が策定されているが、研究・教育を優先課題とする中、インセンティブがないと高効率設備への投資、取組がなかなか難しいことが現状である。国内クレジット制度の活用については、本排出削減事業の共同実施者である関西電力が国内クレジット制度発足時点から排出削減事業者へ情報を提供し、これらの情報提供及び提案によって、クレジット売却収入が期待される等の理由から、本排出削減事業が実現されることに至った。

要件	審査手続き
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認している。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006「照明設備の更新」及び方法論 010「変圧器の更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、それぞれの方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>2) 本排出削減事業がなければ既存設備を継続して使用することを本排出削減事業者、その他関連事業者への質問等により確認している。対象設備の中、使用年数が法定耐用年数の2倍を超えた変圧器があったが、当該設備の過去の故障記録、本排出削減事業の更新対象設備ではないが同様に長期にわたり使用されている変圧器の稼働状況の確認、および排出削減事業者への質問等により、本排出削減事業がなければ、既存設備が継続して利用可能であったことを確認している。</p> <p>【方法論番号 006 照明設備の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存の照明設備を更新することを、現地視察、関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、対象設備の使用年数が法定耐用年数の2倍を超えておらず、更新を行わなかった場合、既存の設備を継続的に利用することができることを、関係者への質問、関連書類の閲覧により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、排出削減事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量である照明の点灯時間が、大学の開校時間等に基づき把握できることを、関係者への質問、関連書類の閲覧により確認している。</p> <p>【方法論番号 010 変圧器の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存の変圧器よりも高効率の変圧器に更新することを関係者への質問、設備カタログの確認・閲覧により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、更新対象設備の中、使用年数が法定耐用年数の2倍を超えたものがあったが、当該設備の過去の故障記録、本排出削減事業の更新対象設備ではないが同様に長期にわたり使用されている変圧器の稼働状況の確認、およ</p>

要件	審査手続き
	<p>び排出削減事業者への質問等により、本排出削減事業がなければ、既存設備が継続して利用可能であったことを確認している。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量である変圧器の稼働時間が把握できることを関係者への質問、現地視察等により確認している。</p> <p>適用条件 4 については、更新後の変圧器で供給される電力が自家消費されることを、関係者への質問、該当箇所の単線結線図の確認、閲覧により確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし

以上